

## 「映像コンテンツを活用した地域情報発信」調査事業 コンテンツ制作・発信者（ローカル局等）の公募 FAQ

	項目	質問	回答
1 要件 / 選定方法・選定基準	1-1_体制	1主体が同一ブロック内で複数の映像コンテンツ企画を提案してもよいか？	複数事業企画を申請することは制限しておりません。
	1-1_体制	1法人が複数の拠点を持つ場合、拠点ごとに映像コンテンツ企画を提案してもよいか？	拠点ごとに企画を申請することは制限しておりません。ただし、マッチングを希望する情報発信主体と同一の地域に本社又は自社の映像制作の拠点を有していることが必要です。
	1-2_映像コンテンツ制作	制作する映像コンテンツ（本編・短編）の数に上限や下限はあるか？	制作する映像コンテンツの数に対する要件は設けておりません。ただし、本編は映像の長さ合計15分以上を満たすように本数を調整してください。
	1-2_映像コンテンツ制作	本編は「映像の長さは合計で15分以上とし、映像1本の最低の長さを原則5分とする。」、短編は「SNS等での展開、番組宣伝用として15秒～2分程度の映像」とあるが、異なる尺の映像コンテンツを複数作ってもよいか？	制作する映像コンテンツの尺が複数パターン（本編で2分1本、3分2本、7分1本等）があることを制限しておりません。ただし、原則の長さを満たさない場合には申請時にその理由を記載してください。
	1-2_映像コンテンツ制作	制作する映像コンテンツには、発信ニーズ説明資料に記載されているすべての観光資源・産品を盛り込む必要があるか？	原則、すべての観光資源・産品を盛り込むことが望ましいです。ただし、より効果的な情報発信を行うために観光資源・産品を絞り込む場合には、申請時にその理由をご記載ください。
	1-3_情報発信	制作した映像コンテンツは放送することが必須か？	情報発信は放送を必須としておりません。放送のみ、動画配信（ユーザ投稿型動画共有サービスは除く）のみ、放送＋動画配信のいずれの方法での情報発信も可能です。
	1-3_情報発信	YouTubeでの配信も情報発信に含まれるか？	YouTube等のユーザ投稿型動画共有サービスによる情報発信は可能です。ただし、ユーザ投稿型動画共有サービスのみでの配信は不可とします。（放送または視聴型の動画配信サービスとの組み合わせが必要です）
	1-4_選定方法	映像コンテンツ企画の提案にあたり、情報発信主体へ問合せを行ってよいか？連絡先を教えてください。	公募の公平性を保つため、個別の情報発信主体への問合せはお控えください。個別の企画内容（対象国・地域の変更等）について情報発信主体に確認が必要な事項は、質問受け付けフォームから17日（水）12：00までに質問事項をご提出ください。ご質問いただいた内容及び回答は、事務局HPで19日（金）に、質問者が特定できる情報を伏せうえで公開いたします。
	1-4_選定方法	ピッチングコンテストで、事務局指定のピッチング資料以外のもの（イメージ動画）等を用いることは可能か？	ピッチング資料をベースにご発表ください。
	1-4_選定方法	誰が審査を行うのか？	観光産業や産品展開ならびにコンテンツの海外展開に知見を有する有識者及び情報発信主体が実施します。
2 実施内容	2-1_報告書の作成	「本事業において、コンテンツ制作・発信者は以下の（ア）～（オ）を実施し、その結果を報告書として取りまとめ事務局に提出する。」とあるが、報告書について規定のフォーマット等はあるか？	事務局より指定のフォーマットを展開する予定です。
3 留意事項	2-1_契約	今回の事業は「請負契約」だが、「補助金事業」とはどのように異なるのか？	請負契約では仕様書に記載された業務の完成責任を負っていただき、事業の成果に対する対価としてお支払いをいたします。そのため、補助金事業と異なり経費に対する半額・全額支給という考え方はありません。
	2-2_契約金額	もし、採択となった場合、事務局との契約後に映像コンテンツ企画の内容や発信方法が変更になった場合は、問題（請負金額の減額など）になるか？提出した支出計画書と、実際の各費目の支出割合が変わってしまった場合、総額内であれば多少の変更は許容されるのか？	企画調整を経て決定した映像コンテンツの内容に基づき契約いたしますので、企画・情報発信方法等が大幅に変更になった場合などは契約条件（金額等含む）の変更を行います。本事業は請負契約になりますので、費目間の支出割合の変更を禁じるものではありません。ただし、見積と請求時に内訳を確認いたします。
	2-2_契約金額	コンテンツ制作・発信にかかる費用が事務局との契約額を超過した場合は、補填いただけるのか？	コンテンツ制作・発信にかかる費用が事務局との契約額を超過した場合でも補填（契約変更）を行うことはありません。
	2-3_著作権の扱い	「本事業で新規に制作・編集した映像コンテンツの著作権（著作権法第27条及び28条に定める権利を含めてすべての著作権）は、最終的には総務省に帰属する。」とあるが、調査事業終了後の二次利用は可能か？	注文条件書別紙2（3）のとおり、著作権及びノウハウ（営業秘密）を自ら使用又は第三者をして使用させる場合は、総務省と別途協議が必要です。
	2-3_著作権の扱い	本事業で新規に制作・編集した映像コンテンツに第三者の著作権物が含まれる場合、どのような扱いになるのか？	注文条件書別紙2（5）のとおり、第三者が従来権利を有する著作物（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合は、今回納品いただく映像について、著作権者と使用許諾契約等の手続きを行い、使用許諾契約の内容について事前に事務局と総務省の承認を得る必要があります。
	2-3_著作権の扱い	「本事業で新規に制作・編集した映像コンテンツに自社または第三者が従来権利を有する著作物（以下、「既存著作物」）が含まれている場合は、総務省に対し一切の使用許諾を行うこと。」とあるが、使用許諾として、排他的な使用許諾を求められるのか？	排他的使用許諾を求めるものではありません。
	2-3_著作権の扱い	映像コンテンツの著作権は総務省に帰属とあるが、一定の期間を経て、権利は原作者に戻るのか？また、総務省や事務局にて改編や加工、翻訳等により他国での放送を想定しているのか？	著作権については納品時以降、原作者に移転されることはありません。納品後、総務省や事務局が翻訳・翻案し、商用利用することは想定しておりません。
4 提出資料	4-1_支出計画書	人件費・制作費は現在の小項目に沿って記入しなければならないのか？任意の項目名に変えてもよいのか？	現行の記載は記載例ですので修正いただいても結構です。ただし、見積の妥当性を確認できる程度の粒度での記載をお願いします。
	4-1_支出計画書	企画費の調査代、機材費などの単価や日数が支払先によって変わる場合、別の行にしてそれぞれ記載したほうがよいのか？	支払先・単価ごとにそれぞれ記載をお願いします。
	4-2_再委託等に関する資料	現時点で再委託が確定していない企業・団体があるが、記載の必要があるか？	現時点で再委託の可能性が有するすべての企業・団体について記載ください。